

議会運営委員会会議次第

時 間 平成29年12月8日(金)
議会全員協議会終了後
場 所 第1委員会室

1. 議 題

- (1) 平成30年二宮町議会定例会開催予定表(案)について
- (2) 委員長報告に対する表決について

平成30年 二宮町議会定例会 開催予定表 (案)

第1回定例会			2月27日(火)～3月22日(木)	(会期24日間)
請願・陳情受付締切り	2月9日(金)			
議会運営委員会	2月15日(木)	13:30		
議会だより編集委員会	2月15日(木)		議会運営委員会終了後	
議案発送	2月20日(火)	午前中		
一般質問受付開始	2月20日(火)	9:00		
総括質疑受付締切	2月22日(木)	17:00		
一般質問受付締切	2月23日(金)	12:00		
第2回定例会				
			6月1日(金)～6月8日(金)	(会期8日間)
請願・陳情受付締切り	5月16日(水)			
議会運営委員会	5月22日(火)	13:30		
議会だより編集委員会	5月22日(火)		議会運営委員会終了後	
議案発送	5月25日(金)	午前中		
一般質問受付開始	5月25日(金)	9:00		
一般質問受付締切	5月30日(水)	12:00		
第3回定例会				
			9月7日(金)～10月1日(月)	(会期25日間)
請願・陳情受付締切り	8月22日(水)			
議会運営委員会	8月28日(火)	13:30		
議会だより編集委員会	8月28日(火)		議会運営委員会終了後	
議案発送	8月31日(金)	午前中		
一般質問受付開始	8月31日(金)	9:00		
総括質疑受付締切	9月4日(火)	17:00		
一般質問受付締切	9月5日(水)	12:00		
第4回定例会				
			12月19日(水)～12月27日(木)	(会期9日間)
新議員研修会	11月30日(金)	9:30		
請願・陳情受付締切り	12月4日(火)			
臨時会	12月6日(木)	9:30	(9:00集合)	
議会運営委員会	12月10日(月)	13:30		
議会だより編集委員会	12月10日(月)		議会運営委員会終了後	
議案発送	12月12日(水)	午前中		
一般質問受付開始	12月12日(水)	9:00		
総括質疑受付締切	12月14日(金)	17:00		
一般質問受付締切	12月17日(月)	12:00		

平成30年 二宮町議会定例会開催予定表（3月）案

第1回定例会	2月27日（火）～ 3月22日（木）	（会期24日間）
請願・陳情受付締切り	2月 9日（金）	
議会運営委員会	2月15日（木）	13:30
議会だより編集委員会	2月15日（木）	議会運営委員会終了後
議案発送	2月20日（火）	午前中
一般質問受付開始	2月20日（火）	9:00
総括質疑受付締切	2月22日（木）	17:00
一般質問受付締切	2月23日（金）	12:00

No	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	2月27日	火	9:00	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9:30	本会議	議案（付託・審議）
2	2月28日	水	9:30	常任委員会	付託案件審査
3	3月 1日	木	休 会		
4	3月 2日	金	9:30	本会議	委員長報告
5	3月 3日	土	休 会		
6	3月 4日	日	休 会		
7	3月 5日	月	休 会		予算事項別説明の送信
8	3月 6日	火	9:30	本会議	総括質疑
9	3月 7日	水	休 会		
10	3月 8日	木	9:30	本会議	一般質問
11	3月 9日	金	休 会		中学校卒業式
12	3月10日	土	休 会		
13	3月11日	日	休 会		
14	3月12日	月	9:30	特別委員会	予算審査
15	3月13日	火	9:30	特別委員会	予算審査
16	3月14日	水	9:30	特別委員会	予算審査
17	3月15日	木	9:30	特別委員会	予算審査
18	3月16日	金	9:30	特別委員会	予算審査（討論・表決）
19	3月17日	土	休 会		
20	3月18日	日	休 会		
21	3月19日	月	休 会		
22	3月20日	火	休 会		小学校卒業式
23	3月21日	水	休 会		春分の日
24	3月22日	木	13:00	本会議	委員長報告

平成30年 二宮町議会定例会開催予定表（9月）案

第3回定例会		9月7日（金）～ 10月1日（月）		（会期25日間）	
請願・陳情受付締切り	8月22日（水）				
議会運営委員会	8月28日（火）	13:30			
議会だより編集委員会	8月28日（火）		議会運営委員会終了後		
議案発送	8月31日（金）		午前中		
一般質問受付開始	8月31日（金）	9:00			
総括質疑受付締切	9月4日（火）	17:00			
一般質問受付締切	9月5日（水）	12:00			

	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	9月 7日	金	9:00	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9:30	本会議	議案（付託・審議）
2	9月 8日	土	休 会		
3	9月 9日	日	休 会		
4	9月10日	月	9:30	常任委員会	付託案件審査
5	9月11日	火	休 会		
6	9月12日	水	9:30	本会議	委員長報告
7	9月13日	木	休 会		決算事項別説明の送信
8	9月14日	金	9:30	本会議	総括質疑
9	9月15日	土	休 会		
10	9月16日	日	休 会		
11	9月17日	月	休 会		敬老の日
12	9月18日	火	休 会		
13	9月19日	水	9:30	本会議	一般質問
14	9月20日	木	休 会		
15	9月21日	金	9:30	特別委員会	決算審査
16	9月22日	土	休 会		
17	9月23日	日	休 会		秋分の日
18	9月24日	月	休 会		振替休日
19	9月25日	火	9:30	特別委員会	決算審査
20	9月26日	水	9:30	特別委員会	決算審査
21	9月27日	木	9:30	特別委員会	決算審査（討論・表決）
22	9月28日	金	休 会		
23	9月29日	土	休 会		
24	9月30日	日	休 会		
25	10月1日	月	13:00	本会議	委員長報告

過半数議決の原則は、積極的に賛成する者が出席議員の過半数でなければならぬ。仮に反対者の起立を求めた場合、議長が「起立者少数」と認定しても「可決」を宣告することができない。なぜならば、着席者には、賛成者のほかに態度保留者、棄権者も含まれている可能性があるからである。そのため、さらに賛成者の起立を求め、その起立者が多数であることを議長が確認しなければ可決の宣告ができないことになるからである。このように不要の人数を避けるために、「可とすることを諮る」会議原則が生まれたものである。

議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない(標規八一II)。

議長の宣告に対する異議の申立ては、議長の起立者の多少の認定に誤りがあるとする場合、議長の可否の結果についての宣告に対して行われる。その申立ての時期は、議長が次の議題を宣告する前でなければならない。

注「挙手」による表決を行っている町村もみられるが、起立採決が原則であるので不明確な挙手採決はできるだけ避けるべきである。

○議長 本案 本件に対する委員長の報告は、可決です。

議案第〇〇号 〇〇〇〇は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。

(したがって) 議案第〇〇号 〇〇〇〇は、委員長の報告のとおり可決されました。

報告のとおり可決されました。

イ 委員長報告否決の場合

○議長 本案 本件に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第〇〇号 〇〇〇〇は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。

(したがって) 議案第〇〇号 〇〇〇〇は、原案のとおり可決されました。

おりました。

〔例1〕起立による表決の例(通常の場合)

(一) 表決問題の宣告
通常の場合

○議長 これから 議案第〇〇号 〇〇〇〇を採決します。

(2) 一括採決の場合

○議長 これから 議案第〇〇号 〇〇〇〇から議案第〇〇号 〇〇〇〇の件及び〇〇〇〇の件

〇〇〇〇まで 〇〇〇〇の件を一括して採決します。

(二) 起立表決

(1) 本会議のみにおいて審議する場合

○議長 この採決は、起立によって行います。

議案第〇〇号 〇〇〇〇は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。

(したがって) 議案第〇〇号 〇〇〇〇は、原案のとおり可決されました。

おりました。

(2) 委員会付託の場合
ア 委員長報告可決の場合

注 特別多数議決の場合は、「六一 長の不信任議決」
「地方議会議事次第書・書式例」(二八六頁)の例による。

(三) 起立者の多少の認定が困難な場合

○議長 ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。

(したがって) 会議規則第八一条第二項の規定によつて、本案 本件については、記名投票で採決します。

〔例2〕議長の宣告に対し異議がある場合の例

○議長 ただいまの議長の宣告に対し〇人以上から異議がありますので、会議規則第八一条第二項の規定によつて、記名投票で採決します。

注 議長の宣告に対し異議が〇人未満のときは、議長は「ただいまの議長の宣告に対し異議がありますが、〇人以上に達しませんので、異議の申し立ては、成りません。」と宣告する。

イ 投票による表決

(ア) 投票による表決の目的

投票による表決は、表決をより正確にし、議員のより自由な意思表示の機会を保障することを目的とするものである。したがって、問題について賛否が相半ばするところが予想され、起立による表決で採決しても起立者の多